

ゼロ・トレランス導入校の教師の意識

—質問紙調査を通して—

立正大学 井 陽介

【キーワード】生徒指導, ゼロ・トレランス, 教師の意識, 質問紙調査

1 はじめに

本稿の目的は、ゼロ・トレランス (zero tolerance) の生徒指導を導入している高等学校の教師が、ゼロ・トレランスの生徒指導をどのように認識し、どのような点に有効性や課題を見出しているのかを質問紙調査の分析を通して明らかにすることである。

ゼロ・トレランス (以下、ゼロトレ) とは、学校規律の違反行為に対するペナルティーの適用を基準化し、これを厳格に適用することで学校規律の維持を図ろうとするものである。

このゼロトレ理念に基づく生徒指導は、2006年の国立教育政策研究所生徒指導研究センターの報告書「生徒指導の在り方についての調査研究—規範意識の醸成を目指して—」⁽¹⁾において紹介され、賛否両論ある議論を交えながら今日に至っている。この報告書について、加藤(2006)は、校則をしっかりと整備し、それを生徒や保護者にしっかりと伝え、校則に違反した生徒には罰を与え立ち直らせれば、教師はこれまで以上に積極的な生徒指導を行えると主張している⁽²⁾。

しかし、これまでのゼロトレを扱った先行研究を概観すると、加藤のようにゼロトレを肯定的に捉えた論考は本報告前後には一部に見られたものの現在は影を潜め、今日ではゼロトレの問題点を指摘している論考が多くを占めているのが現状である。例えば、世取山(2016)は、ゼロトレの特徴として学校懲戒に含まれてきた教育的要素を排除し、学校懲戒を学校の安全な秩序維持に一元化しており、子どもが成長発達するプロセスを保証するという原理を排除している⁽³⁾と指摘している。またその他の問題点として、船橋(2007)は懲戒の名を借りた教師のパワー・ハラスメントが起こる可能性⁽⁴⁾を、船木(2007)は問題を事前に防止することで生徒集団の人間関係の修復に自治的かつ協同的に取り組む教育的意義と必要性を軽んじていること⁽⁵⁾を指摘している。

また、研究者だけではなく、現場の教師からもゼロトレの問題点は指摘されてきた。例えば、畑山(2015)はマニュアル化された運用規定に沿って厳格的で機械的な指導が強要された結果、生徒を管理できているかを教師が管理職から管理され、教師は生徒の髪型・服装等を徹底的に指導するようになり、教師が看守化していったこと⁽⁶⁾を指摘している。さらに、加藤(2016)は人間集団の多様性やゆったりとした学級・学校の雰囲気や壊すこと⁽⁷⁾について、そして石垣(2016)は問題行動を起こした生徒の背景を教師同士が考え合う機会を奪ってしまうこと⁽⁸⁾について指摘している。

このようにゼロトレの先行研究の動向に鑑みるならば、問題点や課題が指摘され続けていることから、ゼロトレは教育現場に浸透していかないと考えるべきであろう。しかし奇妙なことに、ゼロトレの生徒指導は、どの程度の学校が採用しているかは把握されていないが、木村(2015)によれば、全国的に拡大していると指摘されている⁽⁹⁾。

ゼロトレが拡大を見せる背景には、これまで先行研究で論じられてきたことと、ゼロトレ導入

校との間に何かしらの差異が生じている可能性が推察される。この点を明らかにするためには、ゼロトレ導入校の教師がゼロトレの生徒指導をどのように認識しているのか、また有効性や課題をどのように捉えているのかを明らかにすることが必要である。しかしながら、今日に至るまでゼロトレ導入校の教師の意識を調査した研究は管見の限り藤平(2006)の調査以外は見当たらない。藤平は、ゼロトレの効果面として学習(学校)環境が好転したこと、教職員の足並みが揃ったことを挙げており、課題面については共通理解の徹底、教職員の指導力、教職員研修の充実を挙げている⁽¹⁰⁾。藤平の調査は、ゼロトレの概念が広まった初期に実施されており、それから十数年経過した現在、ゼロトレ導入校の教師がどのような意識を持って日々の生徒指導を行っているのか、またゼロトレの有効性や課題についてどのように認識しているのかを改めて調査することは、ゼロトレが今日も教育現場で広がりを見せている中で喫緊の課題であろう。

以上の問題意識を背景として、本稿では特に次の視点を基に論を展開する。まずは、ゼロトレ導入校の教師がゼロトレの生徒指導をどのように認識しているかを明らかにするために、これまでゼロトレの先行研究で指摘されてきたことを尋ね、教師の意識の実態を把握した。次に、教師がゼロトレの有効性や課題について、どのように認識しているのかを明らかにするために、自由記述の回答結果から考察を行った。

2 方法

(1) 調査対象

調査協力校の選定については、ゼロトレ導入校であるということを確認⁽¹¹⁾するため、次のような流れで行った。まず、ゼロトレ導入校に調査の依頼状を送り、後日調査者が調査協力の可否の確認を電話にて行った。調査協力の了承が得られた場合は、調査者が学校に訪問し、管理職もしくは生徒指導主任に改めて本調査の趣旨を説明すると同時に、面接を通じてゼロトレ導入校であることを改めて確認した。以上の手続きを踏み、調査協力校は、中国地方のA県私立B高等学校、九州地方のC県公立D高等学校の2校であった。なお、調査協力校においては、ホームページ等でゼロトレ導入校であることを外部にも発信している学校である。

(2) 調査実施の手続き及び期間

調査実施の手続きについては、調査協力校の担当教師より、調査者が用意した質問紙及び記入済の質問紙を入れる封筒をファイルに入れた状態で配布してもらった。調査に同意した教師には質問紙を厳封した上で、各学校に設置した回収BOXに投函してもらった。その結果、B高等学校からは98(男性70, 女性28)名、D高等学校からは51(男性18, 女性31, 不明2)名の回答が得られた。なお、調査時期は2019年1月から2月であった。

(3) 調査の内容及び分析方法

ゼロトレ導入校の教師の意識の実態を把握するため、これまでの先行研究で指摘されてきたことを4件法で尋ね、その結果を集計した。自由記述の分析に当たっては、有効性及び課題について記載された内容を全て抽出し、類似性に従って、サブカテゴリー、カテゴリーに分類し、意味内容を表すカテゴリーネームをつけた。分析にあたっては、信頼性確保のため、執筆者及び心理学を研究分野とする研究者との間で分析結果の一致をみるまで繰り返し検討した。

(4) 倫理的配慮

質問紙の表紙にて、調査への協力の可否は自由意志であること、調査で得られた情報から個人が特定されることがないこと等を明記した。

3 結果

(1) ゼロトレに対する教師の意識

ゼロトレに対する教師の意識についての回答結果を図1に示した。

「ゼロトレの生徒指導に賛成であるか」との問いに対する回答として、B高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は94名(96%)であった。一方、D高等学校では、「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は39名(76%)であった。このことから、多くの教師がゼロトレの生徒指導に賛成している傾向が示された。

「ゼロトレの生徒指導は生徒の起こす問題行動の数を減少させるか」との問いに対する回答として、B高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は92名(94%)であった。一方、D高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は43名(84%)であった。このことから、多くの教師がゼロトレの生徒指導によって、生徒の起こす問題行動の数を減少させると認識している傾向にあることが示された。

「ゼロトレの生徒指導は教職員が指導基準を統一して指導を行うことができるか」との問いに対する回答として、B高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は86名(88%)であった。一方、D高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は39名(76%)であった。このことから、多くの教師が指導の格差を是正できると認識している傾向にあることが示された。

「ゼロトレの生徒指導は生徒から賛同を得られているか」との問いに対する回答として、B高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は80名(82%)であった。一方、D高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は22名(43%)であった。このことから、B高等学校の教師は生徒からの賛同を得られていると認識しているが、D高等学校の教師は賛同を得られていないと認識している傾向にあることが示された。

「ゼロトレの生徒指導は保護者から賛同を得られているか」との問いに対する回答として、B高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は87名(89%)であった。一方、D高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は36名(71%)であった。このことから、両校ともに保護者からの賛同が得られていると認識している傾向にあることが示された。

「ゼロトレを実施する中で先生方と意見が合わないことがあるか」との問いに対する回答として、B高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は35名(36%)であった。一方、D高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は23名(45%)であった。このことから、両校ともに先生方と意見が合わないことがないとは回答している教師が多いものの、一定数の教師は意見が合わないことがあると認識していることが示された。

「ゼロトレを実施することで生徒の自主性が失われることがあるか」との問いに対する回答として、B高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は17名(17%)であった。一方、D高等学校では「とてもそう思う」及び「まあそう思う」と回答した人数は16名

(31%)であった。このことから、両校ともに多くの教師がゼロトレの生徒指導によって、生徒の自主性は失われないと認識している傾向が示された。

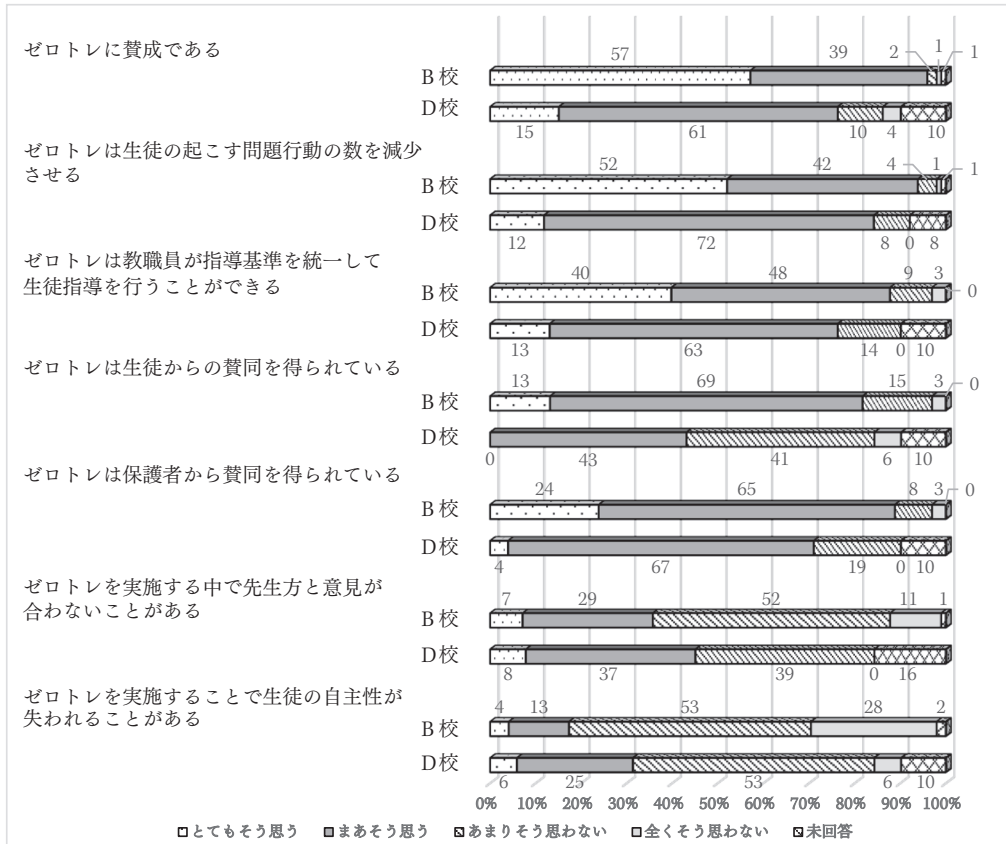


図1. ゼロトレに対する教師の意識

(2) 有効性と課題

1) 有効性

ゼロトレの有効性について、有効性があると考えられる場合にはその内容を自由に回答してもらった。その結果、有効性の記載があった人数は、B高等学校では88名、D高等学校では37名であった。この自由記述から有効性に関する記述をすべて抽出した結果、B高等学校では98、D高等学校では39の記述が抽出された。なお、以下の文章中では、カテゴリーを【】、サブカテゴリーを〈〉、代表的な記述は「」で示した。

表1,2より、ゼロトレの有効性は、B高等学校では【学校環境の向上】、【問題行動の抑制・減少】、【指導の明確性】、【指導基準の明文化】、【規範意識の向上】の5つのカテゴリーが形成され、12のサブカテゴリーが抽出された。D高等学校は、【学校環境の向上】、【問題行動の抑制・減少】、【指導の明確性】、【規範意識の向上】の4つのカテゴリーが形成され、10のサブカテゴリーが抽出された。

表1. B 高等学校のゼロトレの有効性に関する記述の整理

カテゴリー	サブカテゴリー	主な記録単位 (回答数)	回答総数 (%)
学校環境の向上	校内雰囲気向上	学校全体として、いけない事はいけないという雰囲気を作り出す事ができ、メリハリある学校生活をおくことに有効性がある(3)	5 (5.1) %
	学校評判の向上	学校としての理念のある学風づくり宣言にもなっていると思っている(2)	
問題行動の抑制・減少	問題行動の抑制	やっではないけないことを明確にすることで、抑止力がはたらく(4)	7 (7.1) %
	非行生徒の減少	大きく逸脱した行動をとる生徒が少ない(3)	
指導の明確性	指導基準の明確性	生徒への指導の基準が曖昧にならず、指導ができる点に有効性がある(35)	54 (55.1) %
	指導のバラツきの減少	指導基準が統一されるため、先生方での指導にプレがなくなる(15)	
	教師間の連携	教師がチームとなって指導ができること。指導に関して1人の教員が孤立しないこと(4)	
指導基準の明文化	違反内容が明文化されていること	生徒に「これはダメ、これは大丈夫」といった判断をさせる上で生徒手帳等に明記されているとすぐに分かるので、そこに有効性がある(11)	15 (15.3) %
	平等な指導	えこひいきが起きにくいため、平等感、公平感があり、信頼関係を築くのに有効である(4)	
規範意識の向上	ルール遵守の態度の向上	この世にルールがある以上、その通りにだめなものはだめという考えを身につけさせることができる(11)	17 (17.3) %
	マナーの向上	だめなものはだめと禁止事項を示すと、おのずとそれに合わせ行動や服装が整ってくる効果がある(3)	
	自己管理能力の向上	自己管理能力の徹底や責任感(3)	

表2. D 高等学校のゼロトレの有効性に関する記述の整理

カテゴリー	サブカテゴリー	主な記録単位 (回答数)	回答総数 (%)
学校環境の向上	校内雰囲気向上	校内の雰囲気は良くなった(3)	5 (12.8) %
	学校評判の向上	ゼロトレランスを開始して、数年たって、風紀面で乱れていた生徒たちが、一掃され、それによる外見で学校の評判(市民の目)が向上した。「よくなりました」「おちつきました」などの評価を得るようになったこと(2)	
問題行動の抑制・減少	問題行動の抑制	対応に苦慮する、荒れている生徒に対する歯止めとして、一定の効果あり(5)	7 (17.9) %
	非行生徒の減少	非行生徒の減少(2)	
指導の明確性	指導基準の明確性	ハッキリとした指導方針が示されている点では指導しやすく感じる(9)	18 (46.2) %
	指導のバラツきの減少	教員によっての指導の差が出にくいいため、指導する側としてはやりやすくて助かる(6)	
	教師間の連携	教師の共通理解を得ることができる(3)	
規範意識の向上	ルール遵守の態度の向上	やっではないけないことをやらない、の判断を自分で行うようになる(5)	9 (23.1) %
	マナーの向上	マナー教育の一環で当たり前の事を当たり前に行うことができる生徒を育てる(服装、マナー等)(2)	
	社会性の向上	生徒の社会性の向上(2)	

両校に共通した有効性は、【学校環境の向上】、【問題行動の抑制・減少】、【指導の明確性】、【規範意識の向上】であった。

【学校環境の向上】の категорияは、両校ともに〈校内雰囲気向上〉、〈学校評判の向上〉の2つのサブカテゴリーから構成された。代表的な記述として、〈校内雰囲気向上〉では、「学校全体として、いけない事はいけないという雰囲気を作り出す事ができ、メリハリある学校生活をおくることに有効性がある」等があった。

【問題行動の抑制・減少】の категорияは、両校ともに〈問題行動の抑制〉、〈非行生徒の減少〉の2つのサブカテゴリーから構成された。代表的な記述として、〈問題行動の抑制〉では、「対応に苦慮する、荒れている生徒に対する歯止めとして、一定の効果あり」等があった。

【指導の明確性】の категорияは、両校ともに〈指導基準の明確性〉、〈指導のバラツキの減少〉、〈教師間の連携〉の3つのサブカテゴリーから構成された。代表的な記述として、〈指導基準の明確性〉では、「生徒への指導の基準が曖昧にならず、指導ができる点に有効性がある」等があった。

【規範意識の向上】の категорияは、B 高等学校では、〈ルール遵守の態度の向上〉、〈マナーの向上〉、〈自己管理能力の向上〉の3つのサブカテゴリーから構成された。一方、D 高等学校では、〈ルール遵守の態度の向上〉、〈マナーの向上〉、〈社会性の向上〉の3つのサブカテゴリーから構成された。代表的な記述として、〈ルール遵守の態度の向上〉では、「この世にルールがある以上、その通りにだめなものはだめという考えを身につけさせることができる」等があった。

2) 課題

ゼロトレの課題について、課題があると考えられる場合にはその内容を自由に回答してもらった。その結果、課題の記載があった人数は、B 高等学校では78名、D 高等学校では28名であった。この自由記述から有効性に関する記述をすべて抽出した結果、B 高等学校では86、D 高等学校では35の記述が抽出された。

表3,4より、ゼロトレの課題は、B 高等学校では【校則の精査】、【生徒への指導の在り方】、【教師の指導の統一】、【説明責任】、【教員の負担増】の5つの категорияが形成され、12のサブカテゴリーが抽出された。D 高等学校は【制度の形骸化】、【生徒への指導の在り方】、【教師の指導の統一】、【説明責任】、【教師の負担増】の5つの категорияが形成され、10のサブカテゴリーが抽出された。

両校に共通した課題は、【生徒への指導の在り方】、【教師の指導の統一】、【説明責任】、【教師の負担増】であった。

【生徒への指導の在り方】の категорияは、B 高等学校では、〈生徒の事情を汲み取った指導〉、〈グレーゾーンの指導の在り方〉、〈生徒の自主性の育成〉の3つのサブカテゴリーから構成された。一方、D 高等学校では、〈生徒の事情を汲み取った指導〉、〈生徒の自主性の育成〉、の2つのサブカテゴリーから構成された。代表的な記述として、〈生徒の事情を汲み取った指導〉では、「それぞれの生徒の事情を汲み取って対応することを認めない方向へ行きがちである」等があった。

【教師の指導の統一】では、両校ともに〈教師による指導基準の違い〉、〈指導する教師としない教師がいる〉、〈教師間の共通理解〉の3つのサブカテゴリーから構成された。代表的な記述として、〈教師による指導基準の違い〉では、「教員によって基準にバラつきがあるように感じる。徹底す

るのは難しいと思う」等があった。

【説明責任】では、B高等学校では〈生徒への説明〉、〈保護者への説明〉、〈周囲への説明〉の3つのサブカテゴリーから構成された。一方、D高等学校では〈生徒への説明〉、〈保護者への説明〉の2つのサブカテゴリーから構成された。代表的な記述として、〈生徒への説明〉では、「ゼロトレランスの具体的な内容を生徒に理解、周知を徹底しておく必要がある」等があった。

【教員の負担増】では、両校ともに〈教員の負担増〉の1つのサブカテゴリーから構成された。代表的な記述として、「教員の負担増にもつながっているかもしれない」等があった。

表3. B高等学校のゼロトレの課題に関する記述の整理

カテゴリー	サブカテゴリー	主な記録単位(回答数)	回答総数(%)
校則の精査	校則の見直し	時代によって、変わることもあるので、見直しを定期的に行う必要があるが、最近では大幅な見直しが行われていない点(15)	21 (24.4) %
	校則の増加	新しい問題が起こった時の対処方法等、どこまで細かく詳しく基準を設置していくのか(6)	
生徒への指導の在り方	生徒の事情を汲み取った指導	個々の事情、背景への配慮(生徒にうつ等精神疾患があったり、発達障害があったり等)(7)	17 (19.8) %
	グレーゾーンの指導の在り方	ダメなものはダメと、線引きがはっきりしていることで指導しやすいが、一方状況によっては、グレーゾーンも発生することがある。そのため、判断に困る事例もある(5)	
	生徒の自主性の育成	良くなる点は多々あるが「委縮」する面も多々あり、本来の伸びやかさ、元気さが減少するように感じる。バランスを取るの難しい(5)	
教師の指導の統一	教師による指導基準の違い	教師によって基準にバラつきがあるように感じる。徹底するのは難しいと思う(22)	31 (36.0) %
	指導する教師としない教師がいる	残念ながら、全職員が同じ目線で指導できていない。例えば、第一ボタンが開いていても、きちんと注意できていない(6)	
	教師間の共通理解	教師間の共通理解に心がける(3)	
説明責任	生徒への説明	ゼロトレランスの具体的な内容を生徒に理解、周知を徹底しておく必要がある(7)	15 (17.4) %
	保護者への説明	保護者への周知(場合によっては指導が厳しいと感じる保護者がいる)(5)	
	周囲への説明	ゼロトレの与えるイメージが実態と異なって伝わっていることがある(3)	
教師の負担増	教師の負担増	教師の負担は増えるが…(2)	2 (2.3) %

表4. D高等学校のゼロトレの課題に関する記述の整理

カテゴリー	サブカテゴリー	主な記録単位(回答数)	回答総数(%)
制度の形骸化	制度の形骸化	形骸化していつている可能性がある(3)	5 (14.3) %
	制度の見直し	ゼロトレがスタートし、10年以上が経った現在、変化していく生徒や社会状況に合わせ、やり方を変えていく必要があるだろうし、反省等ふり返りも必要であろう(2)	
生徒への指導の在り方	生徒の事情を汲み取った指導	それぞれの生徒の事情を汲み取って対応することを認めない方向へ行きがちである(6)	8 (22.9) %
	生徒の自主性の育成	自主性をどう育てていくかが、課題(2)	

教師の指導の統一	指導する教師としない教師がいる	教師間での温度差があるように思える。指導する教員と指導しない教員がいる(8)	18 (51.4) %
	教師による指導基準の違い	徹底ができてない点。基準が少しあいまいな気がします(6)	
	教師間の共通理解	教師の共通理解が必要(4)	
説明責任	生徒への説明	生徒の理解が不可欠(1)	2 (5.7) %
	保護者への説明	保護の理解と協力が不可欠(1)	
教師の負担増	教師の負担増	教師の負担増にもつながっているかもしれない(2)	2 (5.7) %

4 考察

以上の調査結果から得られた知見は、主に以下の三点である。

一点目は、ゼロトレに対する教師の意識を尋ねた回答結果(図1)から、ゼロトレ導入校の教師は、ゼロトレの生徒指導を肯定的に捉えていることである。先述したように、教育現場の教師からゼロトレの問題を指摘している論考があるものの、本調査のゼロトレ導入校の教師の意識としては、ゼロトレの生徒指導に賛成している教師が多い傾向にあり、その指導の在り方や効果について肯定的に捉えていた。D 高等学校では生徒からの賛同が得られていないと認識している傾向にあったものの、保護者から賛同が得られていることや、指導基準を統一して指導できること及び問題行動が減少していると認識している教師が多いことから、ゼロトレを肯定的に捉えているものだと考えられた。

二点目は、ゼロトレの有効性について自由記述の回答結果(表1,2)から、両校に共通して【指導の明確性】にあると認識している教師が多いことが示された。特にサブカテゴリー別に見ると、〈指導基準の明確性〉、〈指導のバラツきの減少〉を有効性として挙げている教師が圧倒的に多かった。このことは、ゼロトレがあらかじめ定められた指導基準に従って指導することで指導が行いやすくなったこと、また教師間で生徒指導に対する意識の共有が図られたことで教師間の指導の格差が是正され、指導が行いやすくなったことが要因として推察された。このように、教師の指導の在り方について有効性があると認識している教師が多いことが示された。

三点目は、ゼロトレの課題について自由記述の回答結果(表3,4)から、両校に共通して、【生徒への指導の在り方】、【教師の指導の統一】に課題があると認識している教師が多いことが示された。

【生徒への指導の在り方】では、〈生徒の事情を汲み取った指導〉を課題と認識している教師が多かった。このことは、「個々の事情、背景への配慮(生徒にうつ等精神疾患があったり、発達障害があったり等)」との回答に見られるように、ゼロトレがあらかじめ定められた指導内容に従い、生徒の抱える個別的背景を考慮せずに一律に指導を行うことから、これが本当に生徒への指導に効果があるのかを疑問視しているものだと考えられた。このことは、井・鈴木(2015)がゼロトレ導入校の管理職教員を対象にしたインタビュー調査においても、発達障害のある生徒の個別事情を考慮せずに一律に指導を行うことをゼロトレの課題と認識していることが示されている⁽¹²⁾ことから、ゼロトレの重大な課題であると考えられる。周知の通り、発達障害と一言でいってもその障害の内容は様々であり、またその程度にも大きな個人差があるため、発達障害のある生徒に対しては、当該生徒の障害の特性を十分に理解し、個別的な対応が必要である。そのため、ゼロトレの生徒指導においても発達障害の生徒に対して、より適切な支援の在り方を検討していくことが求められよう。

【教師の指導の統一】では、〈教師による指導基準の違い〉と〈指導する教師としない教師がいる〉ことに両校ともに多くの回答があった。

しかし、有効性において〈指導基準の明確性〉と〈指導のバラツキの減少〉が挙げられている一方で、課題として〈教師による指導基準の違い〉と〈指導する教師としない教師がいる〉に回答が多いことをどのように解釈すべきであろうか。教師の意識を尋ねた中で「ゼロトレに基づく生徒指導は教職員が指導基準を統一して指導を行うことができるか」の回答結果では、多くの教師が指導基準を統一できると回答していることから明らかなように、教師はゼロトレによって統一した指導が可能であり、そこに有効性があると考えている。それができないことは、運用や仕組みの問題ではなく、教師自身の意識や力量の問題と捉えている可能性が推察される。実際に、自由記述の回答中には、「教師間の温度差。注意する教師と注意しない(できない)教師がいること」のような回答が散見され、教師の意識・力量の問題と認識されていることがうかがえる。

このことは、ややもすれば教師間の良好な人間関係を崩壊させる危険性が孕んでいると考えられる。つまり、本当に決められた指導をしているのかを教師間もしくは管理職に監視されるようなことが起こり得るということである。実際に教育現場からの声として、畑山(2016)はゼロトレの指導はマニュアル通りに生徒を管理できているか否かを教師が問われ、それが教師の指導力・力量と判断され、指導力不足とレッテルを貼られた教師は管理職からゼロトレ的に指導される⁽¹³⁾という。

このように、ゼロトレの課題として教師の指導の在り方を課題にしており、教師間の良好な人間関係を築くことを困難にしてしまう可能性や教師の自由な実践の機会を奪うことになる可能性があることが課題として考えられるであろう。

以上、ゼロトレ導入校の教師は、ゼロトレの生徒指導を全体的には肯定的に捉えている実態が示された。ゼロトレを肯定的に捉えている要因として、ゼロトレが教師の指導を明確にしていることや、生徒の規範意識が向上し、問題行動が減少していると教師がその有効性を実感しているためと考えられた。しかし一方で、生徒への指導の在り方や教師の指導の統一を課題と認識している教師も多くいたことが示された。これらの課題を改善するためには、ゼロトレの運用の在り方を再度検討していくことが必要であるが、制度の形骸化や見直しを行っていない実態も本調査から見受けられた。そのため、生徒・教師への生徒指導に対するアンケート調査等を定期的に実施し、その運用の在り方を絶えず検討していくことが求められるであろう。

5 今後の課題

今回の調査対象校は2校のみであった。そのため、今後は調査対象校数を増やし、結果の一般化をすることが必要である。

また今回の調査で、ゼロトレの特徴である教師の指導の統一が課題にも挙がっていたが、何故教師の間で指導のズレが生じるのかといったことを、教員歴等教師各々の背景を考慮しながらさらに詳細に検証していくことが必要であろう。

【謝辞】

お忙しい中、本調査にご協力して下さったB高等学校、D高等学校の教職員の皆様に改めて御礼申し上げます。

【付記】

本研究は、JSPS 科研費 18K13174 の助成を受けたものです。

【注】

- (1) 国立教育政策研究所生徒指導研究センター，2006，『「生徒指導の在り方についての調査研究」報告書—規範意識の醸成を目指して—』
- (2) 加藤十八，2006，『ゼロトレランス 規範意識をどう育てるか』，学事出版，pp.14-19
- (3) 世取山洋介，2016，「ゼロ・トレランスに基づく学校懲戒の変容の教育的検討」，『日本教育法学会年報』(45)，p.107
- (4) 船橋一男，2007，「生徒指導におけるゼロトレランス方式導入の問題点」，『教育』57(7)，p.103
- (5) 船木正文，2007，「ゼロ・トレランス批判と代替施策の模索—学校における修復的司法」，『季刊教育法』(153)，p.33
- (6) 畑山幸正，2015，「『ゼロ・トレランス型の管理主義教育』は何をもたらしたのか」，『人間と教育』(85)，pp.104-109
- (7) 加藤豊裕，2016，「『待つ指導』が許されない」，『クレスコ』16(9)，pp.28-29
- (8) 石垣雅也，2016，「ゼロ・トレランスが奪うもの、与えるもの」，『クレスコ』16(9)，pp.24-25
- (9) 木村浩則，2015，「パフォーマンスの統治とゼロ・トレランス国家」，『人間と教育』(85)，p.62
- (10) 藤平敦，2006，「いま日本で求められているゼロトレランス理念とは」，『月刊学校教育相談』11月号，pp.47-50
- (11) ゼロトレ導入校の中には「毅然とした生徒指導」をしていることからゼロトレの生徒指導を行っているとしている学校も見られる。そのため、本研究ではゼロトレ導入校の定義を、「事前に違反・罰則内容を生徒及び保護者に事前に周知した上で生徒指導を行っている学校」とした。
- (12) 井陽介・鈴木翔，2015，「生徒指導における段階的指導の効果と課題—2高校の管理職教員へのインタビュー調査から—」，『秋田大学大学院工学資源学研究科研究報告』(36)，pp.41-48
- (13) 畑山幸正，2016，「『ゼロ・トレランス』では主体性が育たない」，『クレスコ』16(9)，p.30